

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。

■ 本社営業所

〒468-0073 愛知県名古屋市中白区塩釜口二丁目 704 番地

派遣労働者の数	12 名
派遣先数	2 社
派遣料金の平均額	13,773 円／8 時間
賃金の平均額	9,385 円／8 時間
マージン率	31.86%
教育訓練の内容	入職時等基礎的訓練（Off-JT）、入職前安全衛生教育（OJT、Off-JT）、コンプライアンス研修（Off-JT）、職能別訓練、職種転換訓練（Off-JT）、階層別訓練（Off-JT） 他
労使協定の締結の有無	有
労使協定の範囲	金属熱処理工に従事する従業員
労使協定の有効期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間